

藤沢市工場立地に関する準則を定める条例の制定について
藤沢市工場立地に関する準則を定める条例を次のように定める。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市工場立地に関する準則を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）
第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則
に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び工場立地法施行規則（昭和49年
大蔵省，厚生省，農林省，通商産業省，運輸省令第1号）の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であ
ると認められる区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積
の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	緑地面積率（緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地	100分の25以上	100分の30以上

域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，田園住居地域，近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域（以下「甲区域」という。）		
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上

2 特定工場の敷地が甲区域，乙区域又はこれら以外の区域のうち2以上にわたる場合における前項の表の適用については，それらの区域のうち当該特定工場の敷地の面積に占める当該区域の面積に係る割合（以下「敷地割合」という。）が最も高いものが，甲区域であるときは甲区域に係る規定，乙区域であるときは乙区域に係る規定を適用し，これらの区域以外の区域であるときは適用しない。

3 前項に規定する場合において敷地割合が最も高い区域が複数存在する場合は，当該複数の区域に乙区域が含まれている場合は乙区域に係る規定を適用し，乙区域が含まれていない場合はこの条例の規定は適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第4条 環境施設以外の施設及び太陽光発電施設と重複する緑地又は建築物屋上等緑化施設は，敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

（ガイドライン）

第5条 市長は，法又はこの条例に定める準則に従い設けられる緑地等の質的充実を図るため，緑の質が高い緑化手法等に関して定めたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 市長は，法第6条第1項本文の規定による届出又は法第8条第1項の規定による変更の届出をしようとするものに対し，ガイドラインに基づき，緑の質が高い緑化手法を取り入れるよう求めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が開始された特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積が減少するものを除く。)が行われるときは、第3条第1項の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、同条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考1及び3の規定の例による。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは、甲区域にあつては「0.25」と、乙区域にあつては「0.1」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは、甲区域にあつては「0.3」と、乙区域にあつては「0.15」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは、甲区域にあつては「0.25」と、乙区域にあつては「0.1」と、法準則備考3の二中「0.25」とあるのは、甲区域にあつては「0.3」と、乙区域にあつては「0.15」と読み替えるものとする。

提案理由

この条例を提出したのは、工場立地法の一部が改正され、工場の緑地面積等に関する準則を定める権限が都道府県及び政令市から市町村に委譲されたことから、本市における当該準則を定める必要による。